◇令和8年10月1日利用調整会議後状況一覧

令和8年9月16日実施

調整後残り可能枠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
蓮池	0	0	0	0	0	0	0
播磨	0	0	0	0	0	0	0
キューピット	0	0	0	0	3	0	3
播磨中央	0	0	0	0	1	0	1
ポエムキューピットこども園	0	0	0	0	10	0	10
パレット	0	0	0	0	0	0	0
蓮池のちいさな	0	0	0	0	0	0	0
播磨西こども園	0	0	0	0	0	0	0
調整後残り可能枠合計	0	0	0	0	14	0	14
調整後保留児童数合計　※町外在住児童含む	55	57	35	7	3	3	160

（注1）クラスは令和8年4月1日時点の年齢で決定します。

（例　令和7年4月12日生まれ　→　0歳児クラス）

（注2）「残り可能枠」が残っていても、申請者の希望される保育施設や利用要件（兄弟同時申込み時の意など）により保留となる場合があります。

（注3）「残り可能枠」はあくまで利用調整会議後の受け入れ可能枠の残枠です。

認可保育施設には下記表のとおり、定められた認可基準を満たす義務がありますので、

施設の状況に応じて、次回利用調整会議までに受け入れ可能枠が変更となる場合があります。

保育施設認可基準

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
必要職員数（児童：職員）	3：1	6：1		15：1	30：1	
必要面積（児童1人あたり）	1.65㎡	3.3㎡	1.98㎡			

根拠法令

認定こども園：子ども・子育て支援法第34条第1項,就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項,認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第3条,幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項および第7条第6項

保育所：子ども・子育て支援法第34条第3項,児童福祉法第45条,法令の規定により委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例第7条,児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条および第33条

次回11月1日　利用調整会議受付締め切り　令和8年10月13日（火）